

平成29年4月26日

支部会員 各位

東京税理士会江戸川北支部
支 部 長 小 島 一 元
副 支 部 長 福 島 一 雅
情報システム委員長 田 中 元

第4世代電子証明書取得に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
既にご承知の通り、現在電子申告で使用されている税理士用第3世代電子証明書については、平成29年7月末で使用期限を迎えるため、東京税理士会会員に対しては4月上旬より第4世代 IC カードの利用申込書が届いております。下記の内容をご確認の上、お早めに利用申込書の返送をお願いいたします。 敬具

記

1. 申込には公的書類の添付が必要（発行日から3ヶ月以内の原本）となりますが、税理士名簿の記載と異なる場合、変更登録が必要となり大変時間がかかります。
2. 日税連に申込書類が到着してから電子証明書の発送まで約3週間前後かかるとのことで、ゴールデンウィーク等休日を挟むと予想外に日数がかかる恐れがあります。
3. 電子証明書は本人限定受取郵便にて税理士事務所管轄の郵便局（本局）に保管されますが、保管期限を過ぎますと日税連に返送され失効・廃棄処理となりますので到着後速やかに受領して下さい。
4. 電子証明書受領後、動作確認を行ったうえで「受領書」を提出する必要があります。これを日税連が受領することで完了します。「受領書」が到達しない場合、不正使用防止のために電子証明書の失効処理が行われますのでご注意ください。

以上